鹿島市管内図

振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準
(平成 4 年佐賀県告示第 402 号)に係る図面

(告示)平成 4 年 7 月 30 日
(施行)平成 10 年 4 月 1 日
(作成)平成 年 月 日

佐賀県告示第199号

凡例

記号	事項
	第一種区域
	第二種区域
	〃

記号

幅員11.0m以上の道路	市役所(東京都の区役所)
幅員5.5m～11.0mの道路	町・村役場(指定都市の区役所)
幅員2.5m～5.5mの道路	官公署(特定の記号のないもの)
幅員1.5m～2.5mの道路	裁判所
幅員1.5m未満の道路	税務署
国道および路線番号	営林署
自動車通行困難の部	測候所
建設中の道路	警察署
有料道路および料金徴収所	駐在所・派出所
国有鉄道	消防署
民営鉄道	保健所
地下鉄および地下式鉄道	郵便局
森林鉄道等	電報・電話局
路面の鉄道	自衛隊
常道	工場
国有鉄道	発電所・変電所
民営鉄道	小・中学校
橋および高架部	高等学校
切取部	大学・高専
盛土部	病院
送電線	神社
石段	寺院
都・府・県界	高塔
北海道の支庁界	記念碑
郡・市界、東京都の区界	煙突
町・村界、指定都市の区界	電波塔
植生界	油井・ガス井
特定地区界	打口・洞口
△52.8 三角点	城跡
▲21.7 水準点	史跡・名勝・天然記念物
·124.7 標石のあるもの	噴火口・噴気口
·125 標石のないもの	温泉・鉱泉
標高点	採鉱地
	採石地
	重要港
	地方港
	漁港

田		広葉樹林	
畑・牧草地		針葉樹林	
果樹園		はいまつ地	
桑畑		竹林	
茶畑		しの地	
その他の樹木畑		しゅろ科樹林	
		荒地	

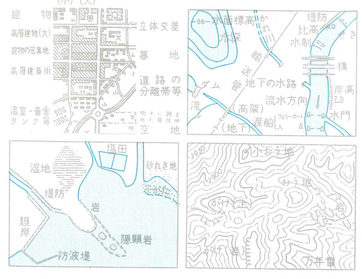

1. 投影はユニバーサル横メルカトル図法、座標帯は第52帯、中央子午線は東経129°
2. 図郭に付した短線は経緯度差1分ごとの目盛
3. 高さの基準は東京湾の平均海面
4. 等高線の間隔は10メートル
5. 磁針方位は西偏約 5°30′(昭和49年)
6. 図式は昭和40年式(昭和44年加除訂正)1:25,000地形図図式

1:25,000

500m 0 500 1000 1500

平成元年8月

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号) 平成九複 第20号

調整 ㈲西九州製図センター ☎31-95